

## 仕 様 書

1 業務名

光市指定可燃ごみ袋の作製及び配送業務

2 業務内容

光市指定可燃ごみ袋の作製及び取扱店への配送業務

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 作製するごみ袋の規格及び数量

別紙1のとおり

5 配送

(1) 配送場所

取扱店 約70店舗

\* 配送場所数については、契約期間中に多少の増減があっても契約金額には影響を及ぼさないものとする。

\* 配送場所については、委託者から一覧表を配布する。

(2) 配送方法

受託者は、指定ごみ袋注文日程表の注文締切り以降に、委託者から配送依頼を受け、配送締切りまでに取扱店への配送を完了しなければならない。

(3) 配送するごみ袋の種類

可燃ごみ（45L・30L・15L）

(4) 配送単位

配送は、500枚単位（段ボール1箱単位）とする。

(5) 配送数量

4,000箱（見込み）

\* この数量は、あくまでも見込みであり、増減することがある。

(6) 配送及び納品に関する書類

## ア 納品の確認

納品確認のために、取扱店と受領書（受託者負担）を交わさなければならない。また、受領書は、配送先による受領印の押印又は署名があるものとする。

## イ 納品の連絡

取扱店への納品状況確認のため、配送完了後速やかに、指定可燃ごみ袋配送依頼書に納品日を記入し、光市環境事業課に送付しなければならない。また、毎月の業務を完了したときは、遅滞なく業務実績報告書とともに、その月の受領書（原本又は写し）を光市環境事業課に提出しなければならない。

## 6 前年在庫品の引取り

前年の在庫品については、前の受託者が保管する保管倉庫（光市）まで引き取りに行くこと。引き取り期日については、市と協議の上決定する。

\* 在庫数は、令和8年6月末の在庫見込みで、段ボール（500枚入り）約2,300箱。在庫数については、見込み数であり、増減があっても契約金額に影響を及ぼさないものとする。

## 7 保管場所

保管倉庫は、光市からおおむね半径50キロメートル以内に、保管できる場所を有していること。

## 8 在庫の管理

常に在庫数を確認し、委託者の求めに応じて検査等を受けなければならない。

## 9 不良品の対応

不良品の報告があった場合は、取扱店への対応を誠実にしなければならない。また、不良品による不足分は、受託者の責任により補充しなければならない。

## 10 内訳書の提出

落札業者は、入札額の内訳である次の金額を記載した内訳書を速やかに提

出するものとする。

- (1) 作製する指定ごみ袋の各種類の作製単価（配送費含まず。）
- (2) 配送費単価（保管料含む。）

#### 1.1 契約に関する事項

契約は、内訳書に記載した作製するごみ袋の種類及び配送費ごとの単価で行うものとする。

#### 1.2 支払方法

支払方法は、内訳書に記載された単価に基づく、作製と配送のそれぞれの実績に応じた月ごとの実績払いとする。配送数については、見込数であり、数量を保証するものではない。

#### 1.3 補足事項

- (1) 契約時に製造工場の名称、所在地について委託者に文書で提出すること。また、製造工場を変更する場合は、事前に文書で報告すること。
- (2) 受託者は、作製前に指定ごみ袋（外装袋を含む。）の見本を提出し、印刷する文字等の確認を受けなければならない。
- (3) 取扱店への第1回目の配送期限は、令和8年7月10日（金）とする。  
（第1回目の配送依頼は、令和8年7月7日（火）予定）
- (4) 契約期間終了後の在庫品については、契約期間終了後一定期間保管するものとする。
- (5) 契約期間終了後であっても、不良品が出た場合は、受託者は誠意をもってその原因を究明し、市は代替品の提供を求めることができるものとする。